

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

文社施第五四号

昭和三五年二月四日

各都道府県教育委員会あて

文部省社会教育局長通達

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

さきに告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和三四年文部省告示第九八号)は一月二〇日付で送付いたしました。この基準の取扱にあつては別紙の各事項を十分留意の上、周知徹底をはかり、基準施行に遺憾のないよう適切な指導をお願いします。

「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について

### 1 趣旨

この基準は、現段階において公民館の事業の達成と遂行上少なくとも必要とする内容を示したもので理想的水準を規定したものではない。したがつて設置者はその設置する公民館の内容が、この基準に達するように計画を立てて、その実現に努めることはもとより、すすんで水準の向上を図るように努められたい。

なお、都道府県の教育委員会は、この基準に基いて都道府県の実情に適応した基準を設定し、適切な指導援助を行うなど具体的で有効な措置を講ぜられたい。

### 2 公民館の対象区域

(1) 公民館は市町村その他一定区域内の住民に対してその事業のしん透を図らなければならない。そのためには、基準に示したもののほか集落の形態、生活様式、産業構造などの諸条件を十分考慮して事業の主たる対象となる区域を定め住民の利用度を高めるとともにその便宜を図る必要がある。

公民館の事業の主たる対象となる区域については、一般的にいえば、市にあつては中学校の通学区域、町村にあつては小学校の通学区域を考慮することが実態に即すると思われる。しかし市にあつても農村地帯などについては小学校の通学区域とし、市街地などについては人口密度ないし利用者数に応じて中学校の通学区域より狭い区域とするなど他の諸条件をも勘案し実情に即して定めることが望ましい。

なお、いままでの公民館活動の実績によれば、公民館を中心として対象区域の面積が一六平方キロメートル以内の場合に利用上の効率が最も高くなつている。

(2) 新市町村建設などに当り、公民館の統廃合が行われる場合には、住民の利用上の便宜をそこない公民館活動の進展を妨げるような統廃合を行わないよう十分に留意されたい。

### 3 公民館の施設

(1) 設置者は、公民館の事業および住民の要望に応じて専ら公民館の用に供する施設を整備することが必要である。しかし、他の施設を転用する場合には必要な増改築、補修等を行い、公民館の活動に適応するようにされたい。

(2) 公民館の施設の内容は、各種の教育活動のできるもので、少なくとも基準に示されているようなものでなければならない。

なお、基準第三条第二項各号の括弧内はいずれも代表的な施設の例示であつて、例えば「講堂または会議室」は、講堂または会議室のいずれか一つがあればよいことを意味したものではない。

(3) 「資料の保管およびその利用に必要な施設」とは、図書室、展示室 資料室等を意味し、図書、雑誌を閲覧に供し、図表、絵画 実物、模型、標本等を展示し、保管する施設をいう。

「児童室」とは、主として児童向の資料を整備して児童の利用に供するものをいう。

「学習に必要な施設」とは、青年学級、婦人学級、各種の定期講座等の開設とこれに伴う実験実習等に必要な施設をいう。

(4) 公民館の事業の遂行上最低必要とみなされる専用の建物の面積は三三〇平方メートル以上であるが、利用者の増大等に応じて面積を拡大することが望ましい。

なお、この最低の面積によつて基準に示されている必要な施設を備えようとする場合には例えば廊下を展示場とし、図書室と児童室を兼ねさせ、講堂を間仕切りすることによつて講義室として使えるようにするなど設計に十分工夫されたい。

また、講堂の面積については地域の人口数を対象として定めることが適当と認められるが、近くに学校の講堂、公会堂、体育館等の施設がある場合にはそれらの利用状況、設備状況などを勘案してその面積を定めるようにされたい。

(5) 公民館は上記の施設のほか、体育及びレクリエーションの用に供する広場その他実験実習に必要な農場、農園等の屋外施設を備えるかまたは借用等によつて利用できるように配慮されたい。

#### 4 公民館の設備

(1) 公民館は各種の必要な施設を備えるとともに、基準に例示されている設備を充実するように努めなければならない。ただし、実験実習に関する器材器具、体育及びレクリエーションに関する器材器具その他の設備および、各種の設備の数量については、地域の実情、公民館の施設の内容ならびに公民館の事業に応じて充実をはかることが必要である。

(2) 基準第四条第四号のうち「その他の資料」とは、郷土資料、実物、模型、参考品等をいう。

#### 5 連絡等にあたる公民館

市町村内に公民館が二以上ありその何れもが市町村の一定区域を対象とする場合には、そのうちの一に、その公民館の事業に加えて展覧会、講演会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業、色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業その他公民館の事業の実施に関し相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。

なお、連絡調整にあたる公民館が上記の事業に応ずるためにはその施設ならびに設備についておおよそ次のような配慮が必要である。

(イ) 建物の面積は講堂を除いて三三〇平方メートル以上とし、講堂については、市町村の学校の講堂、公会堂、体育館など利用可能な施設の状況を勘案し市町村全体の人口数に応じた規模のものを設けること。

(ロ) 設備は、基準第四条に示すもののほか、図書、資料、視聴覚教材、搬出できる各種の実験実習用具等各公民館において共通に利用できるもの、または運搬、連絡に用いられる自動車、その他個々の公民館の特性を損うことなくその各々に設置することが適当でないと思われるものを整備すること。

## 6 公民館運営審議会

市町村が社会教育法第二十九条第一項ただし書の規定により共通の公民館運営審議会を置く場合には、条例で共通の公民館運営審議会を置く公民館名、公民館運営審議会を共有する公民館名等を定めるものとする。また、審議事項については、公民館運営審議会を共有する公民館の問題が平等に扱われるよう留意するとともに住民の意志が十分反映されるようその運営はもとより、委員の選出、任命に慎重な考慮を払うようにされたい。

## 7 分館

(1) 公民館の対象区域が広範囲にわたる場合等には、分館を設けるようにされたい。ここにいう「分館」とは、条例等で市町村立の公民館の分館として定め市町村によつて維持管理されるものを意味する。

(2) 分館の施設は、公民館の対象区域の状況と本館の事業との関係に応じてその面積と施設の内容を定めることが望ましい。

なお、いままでの実績によれば、すぐれた成果をあげている公民館には、いくつかの分館を設置しているものが多く、公民館までの距離が二キロメートルに満たない場合でも分館の設置によつて利用上の効率を増大している事例が数多くみられる。

(3) 部落、町内等対象区域内に設けられた公民館類似施設の取扱については、なるべく市町村立とするよう努めることが望ましい。ただし、このことは公民館類似施設を排除することを意味するものではない。したがつて、公民館は公民館類似施設に対し、その運営について必要な協力と援助を与え、対象区域内の公民館活動の普及徹底を図るとともに住民の利便に寄与するようとくに配慮されたい。

## 8 職員

公民館の施設、設備を有効に運用して公民館活動の成果を挙げるには専任の館長、専任の主事、その他専任の事務職員、技術職員等の職員を充実することが必要であるがとくに次の事項について留意されたい。

(1) 館長、主事は公民館運営の中心となる職員であるから、その採用に当つては、慎重を期することはもとより、公民館の事業についての専門的知識、技術、経験を有する等必要な資質を備えた者のうちから任用するよう努めること。

(2) 都道府県の教育委員会は館長、主事について十分研修できる機会を作り、市町村はこれに参加させるなど便宜を供与するよう努めること。

## 9 その他

以上のほか次の諸点について留意されたい。

### (1) 公民館の呼称

公民館の呼称は異なる内容のものをも同一の呼称を用いているなど様々で、調査等に不便なことが多いので今後は、なるべく次のようなものを用いること。

(イ) 市町村の全地域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市(市立)公民館

または

〇〇市(市立)中央公民館

(ロ) 一定区域を対象区域とする公民館の場合

〇〇市(市立)〇〇公民館

(地区名)

ただし、基準第七条の公民館は(イ)の呼称を用いてさしつかえない。

(ハ) 分館の場合

(イ)の公民館に所属する場合

〇〇市(市立)公民館〇〇分館

または

〇〇市(市立)中央公民館〇〇分館

(ロ)の公民館に所属する場合

〇〇市(市立)〇〇公民館〇〇分館

(地区名)

なお、従来の支館、分室等の名称はなるべく避けるようにされたい。

また、(イ)(ロ)の対象区域内に設けられる所謂部落立等の類似施設の場合の呼称はなるべく次のようにされたい。

〇〇市〇〇町内公民館

または

〇〇市〇〇部落公民館

または

〇〇市〇〇地区〇〇町内(部落)公民館

### (2) 報告

公民館を設置したときは、社会教育法第二五条によつて都道府県の教育委員会に報告しなければならないことになっているが、設置当時の報告事項中変更が行われても報告しないため、事務上支障をきたしているので今後は変更の都度、報告することはもとより、次の事項の実施に関しとくに指導されたい。

(イ) 定期的に、できれば毎年四月一日現在で公民館の設置状況(公民館名、館長名、所在地、建物の面積、設置年月日、対象区域の面積、職員数、設備品目等)に関し、その変動について報告させること。

(ロ) 都道府県教育委員会は管下の公民館の報告台帳を整備し、報告事項を登載すること。

(ハ) 類似施設についても上記に準じて常に現状がわかるように努めること。

### (3) 運営

公民館の運営については、次のことに留意してその利用上の効率を増大するよう努めなければならない。

(イ) 公民館の事業は教育委員会の教育計画を考慮するとともに公民館運営審議会の活用をはかり、できるだけ重点的、計画的に実施するようにすること。

(ロ) 事業の実施にあたっては、社会教育委員、公民館運営審議会委員、体育指導委員、その他地域内の学識経験者、団体役員等ひろく住民の協力によるように努めること。

(ハ) 同一市町村内にある公民館はもとより、他の市町村の公民館も相互に緊密な連絡を保ち、施設、設備、教材を効果的に利用するように努めるほか、図書館、博物館、学校等との連携を強化して職員の協力、資料の提供を受けるとともにすすんでそれらの館外活動、校外活動に協力するなど公民館活動の充実を図るよう努めること。

公民館基礎資料 国立社会境域研修所

[https://www.nier.go.jp/jissen/book/h24/pdf/k\\_all.pdf](https://www.nier.go.jp/jissen/book/h24/pdf/k_all.pdf)

公民館の設置及び運営に関する基準

<http://www.moo-azumino.com/communitycenter/standard.pdf>